新宿区障害者施策推進協議会

第３回

専門部会

令和元年９月２日（月）

新宿区福祉部障害者福祉課

午後　２時５９分開会

○障害者福祉課長　皆さん、こんにちは。お忙しいところを本日は御出席いただきましてまことにありがとうございます。障害者福祉課長の井出でございます。よろしくお願いいたします。

　　本日は令和元年度第３回障害者施策推進協議会専門部会でございます。

　　本日の委員の出席状況について御報告いたします。

　　本日の欠席の御連絡は高畑委員から入っております。

　　では、専門部会の会長である村川会長、よろしくお願いいたします。

○村川会長　改めまして、皆さん、こんにちは。

　　それでは、早速今年度、令和元年度第３回の新宿区障害者施策推進協議会専門部会を始めさせていただきますが、既にお手元に議事次第がおありかと思いますが、本日の議題といたしましては、令和元年度における障害者生活実態調査につきまして、調査票の原案がまとまってきておりますので、既に郵送でお目通しかとは思いますが、この関係について順次審議を始めてまいりたいと思います。

　　それでは、最初に資料確認をお願いします。

○福祉推進係主任　事務局の諏方でございます。よろしくお願いいたします。

　　本日は事前発送済みのものといたしまして、各調査票４種類をお送りしてございます。資料番号を振っておりませんが、順番に令和元年度障害者生活実態調査票案の在宅の方、施設に入所している方、児童（18歳未満）の保護者の方、そしてサービス事業者の方の４種類をお送りしてございます。

　　それから、本日机上の配付資料といたしましては、本日の座席表のほかに本日の次第、それから新宿区障害者計画の全体版と平成28年度障害者生活実態調査の全体版の冊子を２冊御用意してございます。配布物で過不足ございましたら、恐縮ですが、事務局のほうまでお知らせいただければと思います。

　　よろしいでしょうか。

　　確認のほうは以上でございます。

○村川会長　ありがとうございました。

　　それでは、早速始めてまいりたいと思います。

　　それでは、調査票複数ございますので、順番にまず在宅の方を対象とするところのニーズ調査案につきまして、それでは初めに事務局から説明をしていただきまして進めてまいりたいと思います。

○福祉推進係主任　では、お手元には在宅の方の調査票を御用意いただければと思います。

　　こちらは前回７月に行いました全体会の後、委員の皆様から寄せられました御意見ですとか、７月の協議会当日に皆様のほうから寄せられました御意見も踏まえまして、整えたものになってございます。

　　全てを申し上げると時間がかかってしまいますので、細かな「てにをは」ですとかルビの調整等は省かせていただきまして、そのほかの部分で変更を加えた部分を順番に御説明申し上げたいと思います。

　　まず、４ページをお開きください。

　　４ページ、質問番号の５番、障害や健康の状態についてでございますけれども、こちらについては、選択肢を身体、知的、精神、自立支援、発達障害、高次脳、難病と、それぞれ１番から７番まで順番を変えさせていただいております。また、発達障害の診断名につきまして、日本精神神経学会の用語案に準じまして、「自閉スペクトラム症ＡＳＤ」、それから「注意欠如・多動症ＡＤＨＤ」というふうに言葉を書きかえさせていただきました。

　　５ページに移りまして、問の９番でございますけれども、医療的ケアのコラムの部分でございます。例としまして挙げておりましたパルスオキシメーターに関しては、他に例示しております医ケアと医療的な面で比較しますと、こちらに関しては削除させていただいております。また、医療的ケア「中央」静脈栄養は、「中心」静脈栄養でございましたので、こちらは誤植でございましたので直させていただいております。また、最後の「鼻咽頭エアウェイ」と直しておりますが、こちらは東京都のほうで使われている定義に倣い、そちらに準じて直しております。

　　ページをおめくりいただきまして、６ページ、問の10番でございます。

　　選択肢の並びかえでございますけれども、１番に専門病院（療育・リハビリ科・精神科など）、２番に専門の診療所、３番に一般病院、４番に大学病院、５番、その他、６、相談していないという並びに変更してございます。

　　それから、７ページの問の14番でございますが、こちらは年齢層を変更してございます。選択肢の１が18から19歳、それから２番以降は変更ございませんで、選択肢の６番が60歳から64歳、選択肢７が65歳から74歳というふうに分割してございます。選択肢の８は75歳以上ということにしまして、80歳以上という書きぶりは削除してございます。

　　それから、８ページ、問の16番でございます。こちらは訪問介護、訪問介護を利用するという選択肢がありましたが、訪問看護に関しましては、こちらは在宅の方向け。訪問介護に関しましては、ホームヘルパーと同義で選択肢の３番と重複するところから、選択肢の肢の８番にありました訪問看護は肢の４番に移動させていただきまして、ホームヘルパーを利用するという選択肢にホームヘルパー「（訪問介護）」を利用するという形で補記をし、文言は整えさせていただいております。

　　続きまして、問の18番になりますが、こちらは困ったとき相談する相手というところで、施設入所の調査票の中に入っておりました相談支援専門員について、在宅の方向けにも入れたほうがいいのではという御意見がございました。肢の７番に追加をさせていただいております。また、もともと入っておりました区立障害者福祉センターが選択肢13番で入っていたんですけれども、平成28年度の調査以降、生活支援拠点という形で３拠点になりましたので、こちらについては障害者福祉センターのみならず、障害者生活支援センター、シャロームみなみ風の３拠点ということで、生活支援拠点という形で選択肢の中身を変えてございます。

続きまして、問の19番でございますが、委員からの御意見として、選択肢の中に、社会資源に精通した人がいるとか、同じ立場の人がいるというふうなものを加えてほしいという御要望がございました。社会資源に精通した人がいるというところに関しますと、肢の５番の専門性の高い相談、いつも同じ立場の人がいてくれるというところに関しましては、肢の６番の身近な地域での相談、定期的な相談等々、内容が一部重複いたしますので、御意見は保留のままとさせていただいております。

　　続いて、10ページをお開きください。

　　10ページの21番でございますけれども、こちらの日中活動や仕事についてのところで、選択肢４番の福祉的就労の括弧の中の例示に「作業所」と入っていましたが、こちらについては「就労継続支援事業所」などというのが正しい書きぶりではないかというところでございましたので、こちらは変えてございます。

　　それから、精神障害者の方の場合は医療機関のデイケアを利用している方もいらっしゃるというところもありますので、こちらについては選択肢５番の中に、地域生活支援センターの後ろにデイケアを追記してございます。

　　続いて、11ページの問の24をごらんください。

　　こちらについて、就労定着のための支援、例えば本人と職場との意思疎通を図り、調整役として臨機応変に支援すること、という文言を追記してほしいご意見が寄せられました。こちらについては選択肢の２番として、就労してからの相談支援というところで内容が一部重複いたしますので、保留とさせていただいております。

　　続いて、16ページをお開きください。

　　16ページの（６）住まいの場・住まいに関するサービスでございますけれども、こちらの中で③で入っております共同生活援助（グループホーム）に関する御要望で、で通過型グループホームと滞在型グループホームに項目を分けて記載をしてほしいという御要望をいただきました。

　　こちらに関しましては、事務局内でも検討しましたが、グループホームというところで、そもそも滞在型と通過型グループホームの細分化した選択肢になるというところで、説明の項目がふえてしまうというところと、細かな分析に関しましては、クロスの集計等で補うことができるというところから、保留とさせていただいてございます。

　　続いて、18ページをお開きください。

　　18ページの（９）精神障害者を対象とした支援でございますけれども、こちらの中でデイケア、ナイトケアに加えて、ショートケアを追記してはどうかというところの御要望をいただいております。こちらについては、ショート、デイ、ナイトと、期間が短い順に掲載をしてございます。

　　それから、19ページの問の28番でございますが、こちらは選択肢の７番として、サービス等利用計画が立てられていないということがお困りのことだというところの選択肢を加えてほしいという御要望をいただいておりますので、こちらについては追記をしてございます。

　　それから、20ページに移りまして、問の29番でございます。

　　障害福祉サービス等利用計画についての現状をお教えくださいというところでございますけれども、こちらは３番が自分及び家族や支援者とセルフプランをつくっているというふうな書きぶりに変更してございます。

　　続いて、22ページをお開きください。

こちら収入の内訳と災害対策に関する設問の位置を、権利擁護の前からこちらに持ってきたところでございます。この収入についてという設問が御本人の属性という位置づけであれば、問の４の後ろあたりが望ましいのかなと思う一方で、所得という位置づけでございますと、問の23の後ろあたりがよろしいのかなというところがございまして、こちらについてはどちらがよろしいかというところに関しましては、この協議会の場で御議論いただければというふうに考えてございます。

　　それから、災害対策に関しましては、先ほど申し上げましたように、権利擁護のところから移動してまいりましたところの関係で、設問の中身は変わってございません。

　　それから、25ページをお開きください。

　　25ページで問の37として、新たに加えてほしいというところで御要望いただきましたのが不動産会社及び契約前の大家さんの言動に関する差別という内容でございました。

　　こちらについては、設問の８の住む場所や家を借りる場面でというところと重複いたしますので、こちらについては保留とさせていただいております。

　　最後になりますが、28ページをお開きください。

　　問の43でございますが、選択肢の11の中に福祉機器・補装具などの充実とありましたが、こちらは福祉機器ではなく福祉用具という言葉に修正をしてございます。

　　以上が在宅の方の調査票に寄せられました主な修正の御要望とそれに関する反映の内容でございます。

　　事務局からは以上でございます。

○村川会長　ありがとうございました。

　　それでは、前のほうから順次見てまいりたいと思います。

　　最初に説明がありましたように、当初の素案の段階で変更が加えられてないものはそのまま通過をするということで、まず４ページの問の５あたりから出発するわけでありますが、問の５につきましては、まず手帳制度を中心に整理し、自立支援医療を位置づけ、さらに発達障害について、概念をはっきりさせていただいたというような整理の仕方でありますが、さらに５ページで医療的ケアについての解説などが入っておりまして、文言の修正、正しい表現をしていただいたというようなことですが、この問の５、問の９の前のあたりで何か御意見等ございましたら。

　　どうぞ、加藤さん。

○加藤委員　一番最初に戻しちゃうんですけれども、これを見たときにこっち読みやすいのに、何でこっち読みにくいのという感じがしたんですね。18歳未満のほうが活字の使い方とか、そういう点で、こっちだとべったり読まなきゃならなくて、べったり読むって、結構なれてない人って好きじゃないんですよ。こっちのほうはまだこういう囲みがちゃんと使ってある。その次のページにこういう囲みになっているんですけれども、もうちょっとここの表現を工夫していただければと思いまして、こっちだとちゃんとふりがなも調査票もありますが、活字になっている。それだったら点字の調査票も用意しておりますも活字にする。または、後ろのアガリクスがついているところです。それから、新宿区内に住所を置いたまま施設に入所している方というのもゴシックにする。それから、一番下の欄のグループホーム・福祉ホームにお住まいの方も対象に含まれますなどもゴシックにするとか、どうってことないんですけれども、ぱっと見た目に読みやすくしていただきたい。

　　それから、身体障害者手帳をお持ちの方というのは、これはどこにも入っていますけど、そこを細罫で囲んでしまうとか、何か見やすさを工夫していただければと思いました。別に内容的なことではありません。見やすさです。

○村川会長　ありがとうございました。

　　これは事務局のほうでレイアウトの工夫をするということで整理をしていただければと思います。

　　きょうは内容の審議が中心でありますので、先ほど申しました４ページ、５ページあたりはよろしいでしょうか。

　　どうぞ。

○片岡副会長　18歳以下のほうで加えていただいたので、統一のほうがいいかどうかという御意見があったかと思うんですけど、問８の心身の不調の後にポチで特性というふうに、大人の発達障害の方に聞いていることがあるので、問８と、それから次の10もそうなんですが、入れたほうがいいかどうかという、子供の場合は入れたほうがいいと思っているんですけど、いかがでしょうか。

○村川会長　具体的に何を入れる。

○片岡副会長　特性という、大人のほうは入ってないので、最近の傾向からすると大人の方も入ってもいいのかなと思いますが、小さいときのことを聞いているし。

○村川会長　あなたの障害や心身の不調・特性ですね。それは入れる方向でやっていきましょう。

　　よろしければ、６ページあたりのところは問の10でありますが、医療関係について少し整理をしていただいたということがあります。特によろしければさらに進んでまいりたいと思いますが、お気づきであれば、何かありますか。

○池邉委員　池邉です。

　　問10で障害や心身の不調・特性へ医療機関にかかるときという意味なんですよね、多分この設問って。普通にそれ以外の体調が悪化したときとか、風邪引いちゃったとかというのじゃないという意味なんですよね。意外とすっとこれが来て私が書こうとしたときに、ちょっと迷うところだなと思っていて、私息子が体調管理のために障害以外のところは訪問看護を今受けていて、そういうこともあるので、体調管理とこれをしっかり分けた設問になるかというところが意外と私自身が答えにくかったなと思って、それがわかるほうがいいんですかねというふうにちょっと逆にお聞きしたいなと、皆さんにと思って。

○片岡副会長　一応障害についてということにはなっている。

○池邉委員　についてだけというイメージ、心身の不調というのが意外と体調不良と何か混同しがちなのかなと思って、何て書くといいのかなというふうに思って。

○村川会長　突き詰めちゃうと、主たる障害という形で、どこで対応を確保してあげましたかというようなことでしょうね。日常の風邪引きとか、そういうことではちょっとない。もちろんそれはそれで大事ではあるんですけれども、ここではそういうことで御理解いただいてということかと思いますね。

　　それから、問の14で年齢区分を整理していただいております。これは18歳以上の方ですので、18歳、19歳という部分から始まりまして、10歳刻みでいきまして、高齢者、介護保険制度との関連がありますので、７番をとりあえず65歳から74歳とし、あと医療制度の関連がありますので、75歳以上、そこから先も細かくとれるかもしれませんが、とりあえずこういう区分になっているということかと思います。

　　よろしければ８ページ、９ページあたりに進んでいただきまして、８ページの問の16で訪問介護、訪問看護のあたりを中心に、答えの用意の仕方を整理されたということでありますが、よろしいでしょうか。

　　どうぞ。

○加藤委員　問の18の13番なんですけれども、皆さん意外とぴんとこない人というのがいるものですから、区立障害者福祉センター、生活支援センターの中に括弧で１字下げでいいんですけれども、精神とか身体とか知的とか、それを入れておいていただけませんか。意外と皆さんピンとこないんです。ここにはそういった要素は全然入ってないので。

○村川会長　加藤さんのおっしゃっている意味はとてもよくわかるんですが。

○加藤委員　使っている人はいいですけど、使ってない人がわかるかなと思って。

○村川会長　地域生活拠点、支援拠点の場合、シャロームは明らかに知的障害の方で、それから区立障害者生活支援センターは、これも明らかに精神。

○加藤委員　区立障害者福祉センターは身体ですよね。

○村川会長　生活支援センター、後ろから順番に。

　　それで、ただ区立障害者福祉センターは、これは全部身体と言えるかどうか。

○春田副会長　３障害だからね。

○加藤委員　３障害で。

　　意外と皆さんピンとこないんですね、こういうことが。特に精神の人って後から発症するものですから知識が薄くて、もしアンケートをもらって、こういうのに書いてあったら、ここに相談できるというのがわかるという意味も含めて、私は入れていただきたいと思いました。

○村川会長　ちょっとスペース的に可能かどうかということはあるんですが、例えば今の問の18の11番の答えを左側に持っていって、そうすると１行得するわけで、あと19番のその他の括弧をその他の他のわきに寄せるとそこで１行、２行ぐらいが確保されるので、ただ３つありますから、３つを１行ずつで書いて３障害対応とか精神対応、どういう表現がいいかありますが、何かそこは事務局のほうで工夫をしてもらうということでよろしいですかね。

　　それでは、よろしければ先に進みまして、10ページ、11ページの問の21、問の24あたりでありますが、21もちょっと答えが複雑な面はありますが、４番の福祉的就労のあたりを前はよく言われていた作業所というような表現は、制度上ちょっとあいまいなものですから、制度名称にしたり、５番でデイケアをつけ加えたりというようなことであります。よろしいでしょうか。

○加藤委員　ここも皆さん作業所、作業所とおっしゃっている人がほとんどなんですね。この名前でおっしゃる方はまずいないという感じで、それも何とかなりませんか。せめてＡ、Ｂと入れておけばまだぴんとくるとか。

○村川会長　これも固有名詞、普通名詞、いろいろあるんですけれども、数がいっぱいあるので、どこまで表現がとり得るかと。

○加藤委員　わからないと思うんですよ。就労継続支援事業所といったら、これは就労支援センター、いわゆる民間のと思っちゃう人って結構いるんですね。意外とみんなそういった公的な名前の知識ってないものですから、ぜひそこはわかりやすくしてください。

○片岡副会長　また変わったし、ここのところ。

○加藤委員　そうなんです。みんな作業所なんです。まだＡ型作業所、Ｂ型作業所と言える人がましというぐらいなんです。

○村川会長　そうすると、通所で利用できるサービスとか。

○加藤委員　事業所の後に括弧して、作業所と小さい字で入れてくだされば、それだけでいいんです。

○村川会長　作業所が欲しいということですかね。

○加藤委員　そうです。小さい字で結構です。

○村川会長　そこはちょっと。

○佐藤委員　すみません、すごく素人で、作業所という言葉に偏見みたいのはありませんか、普通の人が一般で聞いたときに、そういうことはないということですね。作業所というのは私たちは余り使わないんですけど、言葉としては知っていますけど。

○村川会長　ただ、ある段階で一般就労ではないけれども、大人の年齢になってきて働く場、割と作業所というのは、この40年ぐらい割と使われている面もあるとは思うんですね、福祉作業所とかという形で。確かに、一般就労でないとか、そういう制度上のというか、雇用就労という観点からは、これは実態として違うことははっきりしているので、やむを得ないかなと。

○片岡副会長　賃金が全然違う。

○村川会長　そうですね。雇用環境もそうだし、賃金水準も全然違いますし。

○佐藤委員　でも、働くことに変わりはないので、もっときちっとしたお名前に変えたほうがいいかなと私はいつも思っているんですけど。

○加藤委員　きちっとした名前はそのままにして、括弧して小さい字で入れておいていただかないと、わからない人っているんですよ。

○村川会長　確かにそうですね。

○佐藤委員　でも、私のいとこも作業所に通っています、障害を持っていまして。

○池邉委員　Ａ型、Ｂ型っていうと少しわかりやすい。

○加藤委員　かもしれないです。Ａ、Ｂと入れてくださってもいいのかもしれません。

○村山会長　Ａ型、Ｂ型など作業所ですかね。

○加藤委員　Ａ、Ｂ、就労継続支援作業事業所と入れたらまだわかるかもしれないですね。

○村川会長　正しくはそうですね。

○片岡副会長　就労移行支援というのもありますから。

○加藤委員　そうなんです。それと間違えちゃう人いるんです。

○佐藤委員　私たちみたいに、あれが言葉的にそういう作業所とか、使ったことない人は、就労支援事業というのはとてもわかりやすいんです。

○村川会長　これもちょっと私も事務局的な発想をすると、問の21に先立って、太字です。４番、日中活動や仕事についてとありまして、その上が少しスペースがありますから、１行ぐらい上にして、４の福祉的就労をしている括弧のところが２行、その中で許される表現ということで、事務局のほうで工夫をしていただければと思います。

　　それでは、問の24が一部変更がありましたが、１番から15番まで答えが用意されておりますが、これでジョブコーチ等も入っておりますが、よろしいでしょうか。

　　特にありませんでしたら、次の12ページあたりに移ってまいりますが、12ページの問の26、あなたは住まいに関してどのような支援が必要かということで、答えとして１から７までありますが、御意見にありましたグループホーム、滞在型か通過型かというグループホームの運営について詳しく考えると、いろいろ出てくるわけなんですけれども、公営住宅だって、都営とか区営とかで細かく考えていくと、あと民間もいろいろあるのかもしれませんが、ここでは基本的な区分でもって何が必要かということですから、ちょっと分析する中で、検討を深める中では、滞在型、通過型とか、そういうことは考えていくべきことかとは思いますけれども、差し当たりはこれで御了解いただけますでしょうか。

　　それでは、先を急ぎますと、ちょっと私も聞き漏らしたところがあるかもしれませんが、ちょっと飛んで18ページ、19ページあたりですが、ここではショートケアが入ったんでしたっけ。この18ページの上の（９）精神障害者を対象とした支援の①、②とありまして、②のところにショートケア、デイケア、ナイトケアというような表現がとられておりますが、これは主に加藤さんの関係で、こんなことでよろしいですかね。

　　よろしければ、19ページに移りますと、問の28で答えが１番から10番まで用意されているうちの７番に、サービス等利用計画が立てられていないということが入ったわけであります。よろしいでしょうか。

　　それでは、次に20ページ、21ページに移りまして、問の29で、要するにサービス等利用計画の現状ということで、答えを３つ用意してもらいまして、またさらにその答えによっては進む番号、問が30であったり32であったりというふうなこととなっておりますが、このあたりはよろしいでしょうか。御質問でも結構です。

○加藤委員　また表現の話なんですけれども、ここの囲みの５行目から、計画作成を依頼したい場合はというところがあるので、ここに福祉サービスの計画作成を依頼したい場合はとちょっと福祉サービスを入れて、そして最後までゴシックにしていただけませんか。ネームがわかりやすくなると思うんです。一番上の括弧の中です。問29の上です。それのセルフプランの上の。

○村川会長　３行目から始まる新宿区が指定したというところの。

○加藤委員　そうです。一番最後の福祉サービスの計画作成を依頼したい場合はというところからお問い合わせくださいまで、ゴシックにしていただければうれしいです。

○村川会長　ちょっと長いときには、強調点を入れたほうがいいと思うので、事務局のほうで表現の仕方は、印刷上の工夫はお願いします。

○片岡副会長　行も変えてもらったらいいのよね。計画、足りるからね。

○加藤委員　福祉サービスのと入れても入りますね。

　　それから、めっちゃ細かいことを言うんですけど、19ページの囲みの下の罫を取って、20ページの囲みの上の罫を取ってください、終わっちゃう感じがしたので。

○村川会長　終わっちゃう感じというのは。

○加藤委員　19ページで終わっちゃうという感じがするので、下の罫を取って、それからその次のページの上の罫も取っちゃってください。そうすると、話がつながってくるので、すみません、めちゃ細かいことを聞いています。

○村川会長　よろしいんですが、確かに19から20ページにまたがっちゃっているんですね。これがすらすらいく方もいるし、ちょっとページが別だという裏表関係があるので、何かこの辺も。

○池邉委員　事務局からあった22ページの７の収入についての場所を変えると、少しずれるかなと。

○加藤委員　私も７は11ページに入れたほうがいいと思いました。７の収入については、22か23かどっちかなと思ったんですけど、22と23の間かなと思いました。

○村川会長　収入については、ある見方からすると、余り細かく聞いてほしくないというか、プライバシーだというのもあるし、しかし現実には知的就労を初め、非常に限られた収入しかないお立場のことも、障害者福祉としてははっきりさせていく必要もあるので、これはちょっと事務局のほうで今の御意見もありましたので、この22ページの７番、収入についてを思い切って11ページあたりに持っていって、ちょっと整理をして、今11ページの下に入っていますここからは全ての方にお聞きしますみたいなことで、その次にうまくつながるといいですが、ちょっとスペース的に微妙なところもありますけれども。

○加藤委員　むしろまた聞かれるのという感じがするので、まとめて聞いてくれたほうがいいと思います。

○村川会長　流れで聞いてしまったほうがいいかもしれませんね。

　　ありがとうございます。

　　それでは、先ほどのサービスの話をしたので、20ページ、21、今の22というところ、22の下のもう一回確認ですが、７番、問の34については、前のほうのページに送ると。

　　さて、それで次の23ページ以下の話に入っていきますが、22ページのこれは私も聞き漏らしちゃったのは、23、24、これはページだったのか、問いだったのか、何か指摘が事務局のほうからいただいていた。

○福祉推進係主任　22ページ、23ページで申し上げたのがただ今御議論いただきました問の34に関する位置の調整と、それから問35、36の位置についても、こちらは後ろにあったんですけれども、それを権利擁護の前に持ってきたというところで、位置の変更をしてございます。その中身自体は大きく変えていないというふうに申し上げたところですが、１点だけ言い漏らしがございまして、問の36の選択肢の７番に、避難所などで配慮してほしいことを書きとめてあるなどを加えてはどうかという御意見を委員よりいただきましたので、こちらを加えてございました。失礼いたしました。

○村川会長　ありがとうございました。

　　災害対策については、権利擁護とはちょっと前に具体的に持ってきたほうがいいのではないかと、はっきり言って、直下型地震も決して遠い将来ではなさそうですので、こういうことで今35、36ということになっております。

　　特段なければ、その先をいきたいと思いますが。

○加藤委員　24ページの権利擁護の解説なんですけど、一番下に差別を受けたと感じた場合の相談先というのは、入れられるものなんでしょうか。

○村川会長　24ページ。

○加藤委員　24ページの権利擁護についての囲みの解説の一番下に、もし差別を受けたと感じた場合の相談先はというようなので、ちょっと相談先というのを電話番号つきで入れられるものなんでしょうか。一番下だと思うんですけど、権利擁護ではあるんですけど。

○村川会長　書くことは全然できないわけではないでしょうけど、複数というか、実際に問題を生じたところで、これは差別ではないかということを御本人、あるいは御家族、代弁者が指摘していただくというやり方が一つあるのと、しかし何か問題となる言動、行動があった場合に、その人がそれを指摘しても、その人なりそこの事業所がそれをまともに受け入れない場合だって残念ながらあるわけなので、そうなってくると、役所のほうということになるのか、だから書くとなると、当該事業所及び基幹型センターですかね。あるいは区役所ということになる。この辺はどんなものでしょうか。

○福祉推進係長　事例によっていろいろ相談場所が変わってくるものですから、例えば雇用関係だと、一義的にはハローワークというところになる。そうすると、いろいろな場所が相談場所になるので、ちょっとこのスペースのところでそこら辺は。

○加藤委員　振り分けられるようなところというのはないわけですね。困っちゃった人が電話を入れて、振り分けてくれる。

○福祉推進係長　一義的には区役所でも対応しますけれども、その次に紹介する場所がいろいろあると。

○関原委員　御相談先のこと、お困りのときは基幹型相談センターへといって、区役所の番号を書くという方法でも、何か糸口になりますかね。

○加藤委員　何でもいいんです。結局差別を受けちゃった人というのは、ほとんどの人が悶々としながらそのままの状態だと思うんですよ。だけど、ここに一つ電話番号載っていれば、ちょっと相談してみようかと。多分した相談の内容は、それは差別ってほどじゃないねというようなことだってきっとたくさんあると思うんですけれども、何かちょっとそこで受けとめてくれる人がいるというのがすごく大きいかなと思って、本当に差別だったらちゃんと対応していただけるというような形で、何かちょっと一歩踏み出せるような形がこういうところに入っているという、アンケートがアンケートだけじゃなく生きるということがあると思うんです。

　　アンケートというのは、結局こちらがはっきり言えば協力するわけで、これからのためにですけれども、もちろん自分たちのためなんだけれども、その時点では一生懸命つけなきゃならいわけで、そういうときに何かちょっとこういうことあるんだ、こういうことあるんだというふうに理解できるというのはすごく大きい。これだけの人数に対して、パンフレットを幾ら置いておいたって取る人は取るけど、取らない人は取らない。そういう点で、私はこのせっかくのアンケートを少しそういう形でも利用できればと思っています。

○村川会長　ありがとうございます。

　　確かに、この差別解消法が位置づけられて、一定の指摘を受けて、改善につながった例もありますが、まだまだ今、加藤さんがおっしゃったように、大変困ったと、しかしうまく訴え出られないと、悶々とされているというようなことも少なからずあるようでありますから、これはそれでは事務局のほうでうまく考えていただいて、いろいろな機関が複数にまたがることも事実ではありますけれども、最終的にこの関係は使う基幹型支援センター、あるいは区役所、どういう表現になるか、それはスペースもあるようですので、ぜひ工夫をしていただければと思います。

　　それでは、先に進んでまいりたいと思いますが、あと後半のほうは28ページになりますが、問の43で、これはたまたま私が指摘しましたが、昔は福祉機器という言葉も使われていた時代がありますが、大体福祉用具という言葉で表現が統一されていると思いますので、補装具は補装具という明確な概念がありますので、これも細かく書けば日常生活用具だとか、いろいろありますが、これは福祉用具ということでいいのか、何か御意見があればお出しいただければと思います。よろしいでしょうか。

○加藤委員　ついでにという感じなんですけど、問の40、41を回答するに当たっての解説で成年後見制度、これは結構これから今後大事になってくると思うんですけど、これも本当に相談先を皆さん知らないんですね。まっすぐ大抵の人が弁護士が何かいっちゃったりして、大変高額でびっくりして、あんなに払えないわという人が結構いるので、まずは社協に相談とかというのはだめなんですか、そういうふうに限定はできないですか。

○片岡副会長　事業妨害になる可能性がありますね、公的なところで。

○村川会長　基本的には民法の規定等からすると、成年後見の最終的な決着の場は家庭裁判所なんですよね。そこで手続とったりするので、弁護士ということにはなる。ただ、弁護士は最低でも40万なり、結構まとまったお金がかかるので、結局皆さんそこを考えてしまうと。ただ、低所得の方には市町村長申立事業というのがあって、区のほうで予算の用意があれば、そういう対応を確保できる方も一部いると、みんなではないと。

　　あとは弁護士はお金がかかるので、司法書士とか、確かに一面使い勝手はいいんですが、余り言うとちょっと怒られちゃうけれども、司法書士の方もそれほど詳しく勉強してないから、途中で詰まっちゃうというか、明確な決着をつけることができない場合がある。

　　あとは関係者話し合いで、御家族、その他、またはさらに市民後見人とか、これは制度がちょっと多岐にわたるというか、その人、その人の財産管理、その他テーマというか、解決したいことによって、決着をつける場とかやり方とか、日常的には今お話に出ていた社会福祉協議会の役割も大きいけど、社協で全て決着がつけられるかというと、そこはちょっと微妙なものがあると。

○加藤委員　相談できるところってないんですか、後見人をつけたいなと思ったときに相談できる。それだけ、頼むんじゃなくて。

○春日副会長　弁護士会だって低額のやつがあるんですよ。

○加藤委員　１回は法テラスは無料ですけどね。

○春日副会長　でも、あれだと結構やっていますよ。

○加藤委員　法テラスはやっているんですけど、２回目からはお金がかかるんですよね。

○春日副会長　それでいくとそんな高くない。生活保護のやつが受けている。僕は知っているんです。

○加藤委員　大体5,000円ずつかかってくる。

○関原委員　仕組みの中身の相談はとか、そういう書き方だったら、でも何かということですよね。

○加藤委員　後見について知りたい人はみたいな。

○関原委員　知りたい人はというようなことであれば。

○村川会長　これは基幹型支援センター及び社会福祉協議会ぐらいですかね。

○関原委員　成年後見センターを社会福祉協議会にお願いしているので、知りたい人はでいいんですよね。そこはちょっと工夫を。

○村川会長　今、部長さんからありまして、成年後見センターが社協にあるそうですから、それを。

○佐藤委員　社協さんが入り口みたいな感じですかね。

　　きのうもちょっと障害を持った男の人と長話していて、急に弁護士さんのところに連れて行かれて、そうしたらすぐ後見人みたいな形の電話がかかっていて、まだまだそんな話なので、ごめんなさいといって、社協さんにまず相談しに行っても遅くはないけどという話なんですよね。一遍にぽんと上に上がるとびっくりしちゃうんですよね。

○加藤委員　そうなんです。みんなびっくりしちゃうんです。

○村川会長　そうすると、問の40、41というよりも解説のところですね。26の下のところに問い合わせ先といいますか、それを。

○加藤委員　お勉強したい人はということです、頼みたい人というよりは。

○村川会長　それは事務局のほうで表現を考えて、つけていただくということで、ありがとうございました。

　　どうでしょうか、全体振り返って、在宅の方に先ほど加藤さんからレイアウトのことがありましたので、それは工夫が必要ということで整理をしていただきますが、それでは時間的な関係もありますので、次の施設入所、こちらに入っていきたいと思います。

○福祉推進係主任　では、施設に入所している方の調査票を御用意いただければと思います。

　　よろしいでしょうか。

　　こちらはいただきました御意見を先ほどと同じように御説明申し上げたいと思います。

　　いきなり飛びますが、６ページでございます。

　　６ページのところに問の12、医療的ケアに関する質問がございましたが、この前段といたしまして、医療的ケアに関する解説が入っておりませんでしたので、こちらは在宅の方と同じ調査票の解説を加えてございます。

　　それから、８ページの問の18ですけれども、こちらはもともとの調査票の質問の文が「あなたは、障害者虐待にむけて施設が取り組んでいることを知っていますか」という文言だったんですけれども、回答の選択肢と合わないので、印刷されておりますとおり、「あなたは、障害者虐待の防止にむけた取り組みを知っていますか」という設問と、選択肢として、施設の中に虐待防止責任者・相談員がいる。施設の外に相談できる人がいる。障害者虐待の相談や通報先が明らかになっているというつくりに変えてございます。

　　続いて、ページをめくりまして10ページの問の22ですけれども、こちらは先ほどと同様に選択肢の11番に福祉機器だったものを福祉用具というふうに変えているところがございます。

　　以上の３点でございます。

○村川会長　ありがとうございました。

　　それでは、初めのほうからいきますと、６ページからでありますが、今説明がありましたように６ページの問の12、医療的ケアについての質問に先立ちまして、医療的ケアについての解説を数行位置づけていただいたということでありますので、よろしいでしょうか。

　　はっきり言って施設の場合には、御本人が読んで回答する場合と、かわって施設職員の方が実際には読んで記入するということもあるかとは思いますが、特にないようでしたら８ページに移っていただきまして、虐待防止に向けての取り組みについて知っていますかということで、５つ答えが用意されたということです。これは虐待防止ですが、入っておられる施設が複数の県にまたがったりもしていますので、どこまで表現がとれるかということはありますが、とりあえず質問ということで設定されておりますが、何かありましたら。

　　ちょっと私のほうからそもそもの質問なんですが、この施設入所の方というのは、従来の法律でいきますと、身体障害者更生援護施設とか、知的障害者更生施設ということ、現在の総合支援法でいう障害者支援施設ということ、いわゆる24時間施設ですね。区内にもシャロームなどありますが、東京都内、また地方の幾つかの県に入っておられる方もいらっしゃるということで、百数十名の方が対象だと。

　　３年に一遍、大体そういうパターンでやってきておりますが、これは現段階では在宅に区分されているのかもしれないけれども、グループホームは入所施設とは性格が全く違うけれども、グループホームの実態を明らかにするためには、場合によっては施設入所・グループホームみたいなことで、こういうところで深めて聞くやり方もあるのかなということで、ちょっとこれはもとに大前提に戻ってしまう話なので、これはグループホームのことは在宅の中で決めるということですかね。

○福祉推進係主任　そうですね。

○村川会長　全員ではなくて、抽出か何かでということでした。

　　ちょっと余計なことを言ったかと思いますが、どうでしょうか、あるいはそれ以外のことで結構なんですが、この施設入所の関係で何かお気づきの点がありましたら、前回これも私のほうから一つ提案したのは、精神障害の方が比較的多くは行っていらっしゃる生活保護法に基づく救護施設、これは東京都内数カ所あって、新宿からも何人か入っておられるようですので、生活保護担当の協力が得られれば、入っておられる施設、家庭にこの調査票を送って御記入いただくということもあるのかなという気がしてはおりますが、そのあたり加藤さん、何か御意見はございますか、私はちょっと思いついて前回そう言っちゃったんですけど。

○加藤委員　長期入院はここに入らないんですよね。

○村川会長　これはそうですね。入院はちょっと別ですね。

○加藤委員　むしろ長期入院がすごく多いですけど、それはちょっと無理なんですよね。

○村川会長　これは国だか東京都がやるということでしたっけ。入所ですね。

　　ちょっと残念ながら、精神保健福祉法に基づく精神障害者のための援護施設というのは極めて少ないんですよね。そういうところがあれば、施設調査対象ということではあるんですけれども、ですからそれが少ないがために、生活保護法の施設にかなり多数入っておられるという現実がありまして。

○加藤委員　生活支援センターのような形で、たしか東京都に７カ所生活の支援センターのような宿泊型訓練施設があるんですけど、あれの扱いはどうなるんですか。

○村川会長　それはどちらですかね。精神保健福祉法に基づく訓練施設というか。

○加藤委員　一応生活訓練施設になっている。

○村川会長　であれば、そこも。

○加藤委員　新宿区の人がそこに行っているというのは、比較的少ないからいいのかなと思いますけど、大概今生活支援センターができて、すごくみんなそこには期待している人が多いので、多分そっちのほうに行くとしたらと思うんですけど。

○村川会長　それは24時間入所の場合、通所の場合、両方あるんでしたっけ。

○加藤委員　生活支援センターは両方あって。

○村川会長　そうすると、在宅の方は先ほどの在宅の調査対象という扱いですよね。24時間施設ということであれば、入っておられるのであれば、こちらの施設入所対象というふうに考えられるでしょうね。

○加藤委員　になるんでしょうかね、生活支援センターの24時間宿泊型。

○村川会長　あれは期限が１年とか２年とかありましたっけね。

○加藤委員　１年で最大２年だったと思うんですけど、違いますか。

○福祉推進係主任　今のお話の件ですけれども、こちらについては障害福祉サービスの支給のところで、施設入所支援、もしくは療養介護の支給を受けている方については、この施設入所の方の調査票が送られます。

○加藤委員　いくんですね。わかりました。

○福祉推進係長　今この入所のサービスの対象になっているのが純粋たる入所と療養介護、この２つです。

○加藤委員　そうすると、訓練施設のほうにはいかないということですね。

○福祉推進係長　訓練施設にはいかないです。

○加藤委員　そこの人はちょうど抜けちゃうということですか。

○福祉推進係長　そこのカテゴリーからいくと、今のところだと在宅です。

○加藤委員　在宅に入るんですね。わかりました。そうすると、親からそこに連絡があるかどうかという形ですね。わかりました。

○村川会長　それでは、よろしければ３つ目となりますが、児童（18歳未満）の保護者の方宛ての調査票でありますが、それでは事務局から説明をお願いいたします。

○福祉推進係主任　では、続きまして児童（18歳未満）の保護者の方の調査票に移りたいと思います。

　　ページはまず３ページをお開きください。

　　こちらは障害の種別ですけれども、先ほどの在宅の方でもお話ございましたように、こちらは順番を身体、それから愛の手帳、精神、自立支援、発達障害、高次脳、難病の順番に並びかえてございます。

　　それから、発達障害のほうの病名に関しましては、先ほどのとおり日本精神神経学会の用語案に準じまして、直してございます。

　　それから、ページめくりまして５ページでございますが、５ページの問の９番にこちらは前回の協議会の中で御発言いただきました不調の後に特性を入れてほしいという御要望、こちらは反映させてございます。

　　それから、問の10の解説の部分に関しましても、先ほどと同じようにパルスオキシメーターは削除、中央だったのが中心静脈栄養、それから咽頭エアウェイは鼻咽頭エアウェイに変更してございます。

　　問の11でございます。こちらも不調の御相談については、順番は先ほどの在宅の方と同様に並びかえてございます。

　　続いて、８ページをごらんください。

　　８ページ、問の17でございますが、困ったときに相談する相手ですけれども、こちらは先ほどの在宅の方と同様に、相談支援専門員を加えたほうがという御指摘ございましたので、こちらは選択肢８番に加えてございます。

　　あわせて、先ほど御意見もございましたけれども、地域生活支援拠点というところで、もともと障害者福祉センターだったところに障害者生活支援センター、シャロームみなみ風の地域生活支援拠点ということで書きぶりを変更してございます。

　　続きまして、10ページをお開きください。

　　こちらは事務局からの御提案になりますけれども、調査票の中で、前回はＡ、Ｂ、Ｃの３分割だったところがございました。というのは、Ａが小学校入学前、Ｂが学校在学中、Ｃが義務教育終了後だったんですけれども、こちらは選択肢をよく見ますと、より細分化したほうがこの後の回答の流れとしてわかりやすいかなと思いまして、以下のように細分化してございます。

　　Ａは変更ございませんで、Ｂが小中学校等に在学中、Ｃが高等学校等に在学中という形で分割をしまして、Ｄが義務教育終了後にさせていただいております。

　　それにあわせまして、Ａに当てはまる方、Ｂに当てはまる方、Ｃに当てはまる方、Ｄに当てはまる方は問28へというふうな形で流れをつくってございます。

　　それ以降の設問に関しましては、頭の部分の書き出しに関して変更を加えた以外は、質問の中身は変えてございません。

　　続きまして、12ページをお開きください。

　　12ページ、問24、休校中の過ごし方なんですけれども、こちらは選択肢の８番にショートステイを利用するというものを加えてございます。それは問25の中で、ショートステイを利用したいという御要望がありましたので、それとあわせての追加となってございます。

　　続いて、15ページをお開きください。

　　15ページ、問の28のところに、こちらはもともと外出に関してというところで、外出（通園・通学以外）に関してという文言が入っていたんですけれども、これが通園・通学以外としてしまいますと、毎日外出していても、例えば平日週５日間、通園・通学だった場合に、回答は３番の週に１日、２日になってしまって、実態と合わなくなってしまいます。こうなってしまいますと、有効な集計結果を得ることができないというところから、こちらの問28のほうの通園・通学以外という文言は省かせていただきました。

　　それから、18ページのほうで問の30番に、こちらは協議会の中で在宅レスパイトを削除しておりましたが、こちらは戻してほしいという御要望をいただいておりましたので、こちらは戻してございます。

　　ページが飛びまして、21ページとなっていますが、誤植がありますが、問の31番でございます。

　　問の31のサービス利用に関して困っていることというところがございます。下のページ番号が順番が入れ違っておりますが、後ほど修正させていただきますが、問の31番、中身は先ほどの在宅の方と同様に、障害児利用計画が立てられていないというものを追加ということで御要望いただいておりまして、こちらを追記してございます。

　　続いて23ページをお開きください。

　　21ページ、22ページの下のページ番号が誤っておりました。申しわけございません。

○加藤委員　ページ番号は入っていて、紙はひっくり返っているだけですよね。

○福祉推進係主任　印刷の仕方が誤っておりました。失礼しました。

　　続いて、23ページなんですけれども、こちらは問の35、36、37については、先ほど在宅の方と同様で、位置を権利擁護の後から前に持ってまいりましたが、この問の35に関しましても、先ほどの御意見、御議論の中でありましたとおり、位置の変更は在宅の方と同様の位置に移しかえさせていただければと思います。

　　続いて、問の37、24ページでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、回答の選択肢の中に避難所などで配慮してほしいことを書きとめてあるを加えてほしいという御意見をいただきましたので、こちらを加えてございます。

　　続いて、27ページをお開きください。

　　問41～42の回答をするにあたっての解説というところで、在宅の方と見比べていただくとわかるんですけれども、在宅の方は下の①、②の部分は法定後見、任意後見の書きぶりが入っていたんですけれども、こちらは法定後見、任意後見は18歳未満のお子様に対しては、一部内容が変わってきてしまうところがありまして、こちらは成年後見人の役割というふうに書きかえさせていただきます。

　　というのは、未成年後見としての成年後見としての書きぶりなのかとか、主体となるのが親なのか、子なのかというところで、分かりにくくなってしまいますので、こちらについてはあくまで解説でございますので、成年後見人の役割としてこういったことがありますよと書かせていただきまして、その後の41、成年後見制度の認知度を探る質問とお子さんが成人した後、成年後見を利用したいと思いますかというふうな形で整理をさせていただきました。

　　続いて、29ページですけれども、こちらは問の44、選択肢の11番については、先ほどと同様の福祉機器を福祉用具に変えたところと、それから選択肢の22番に親が高齢になったり、亡くなったときの本人の権利を守る仕組みというものを追加したらどうかというふうな御意見をいただきまして、こちらを追加してございます。

　　説明は雑駁で恐縮ですが、以上でございます。

○村川会長　ありがとうございました。

　　それでは、前のほうから順次やっていきたいと思いますが、最初に１枚めくって３ページのところ、問の５でありますけれども、お子さんが持っている手帳や医療券などの種類をお聞きしますということがありまして、手帳制度の考え方を３つ、自立支援、医療、さらに発達障害については、先ほども触れました基本的な概念４つを挙げていると、こういうことでありますが、このあたりはいかがでしょうか。

○片岡副会長　これは学会のということなんですかね。略語は括弧をつけないでこのまま書いてあるんですか。つまり注意欠陥・多動性症と略語のＡＤＨＤは同じ意味だから、書き分けというか、括弧をつけたほうが何かいいのかななんて思っちゃいますけど、学習障害イコールＡＬＤ、表現としてはどうなんでしょうか。

○村川会長　括弧をつけていただくという整理でどうでしょうかね。

　　ありがとうございました。

　　それでは、次の４ページ、特に５ページですね。

○加藤委員　４ページなんですけど、この年齢のところの10番が12歳以上になっているんですけれども、精神障害者の問題を考えると、中学の発症というのと高校の発症というのが結構このごろ出てきていますので、親が気づき始めたので、今まではただのひきこもりとか言っていたんですけど、精神障害があるというのに気づき始めた親が多いので、12歳から15歳から15歳以上にしていただけると、中学時代でどうだったかというのがつかめるのではないかと思います。ここはちょっと私たちとしては大きいことなので。

○村川会長　これは12から14ですかね。15ですけど、12から14として、それで11番として15歳以上と。

　　ありがとうございました。

　　５ページのところの一番上、問９については、障害や心身の不調に加えて特性が入っております。

　　それから、そのページの中ほど、医療的ケアなどの解説については、先ほどと同様でありますが、中心静脈栄養、鼻咽頭エアウェイというあたりになります。

　　それから、問の11は先ほど成人の在宅と同じでありますが、１番から６番までということで、そのあたり５ページはよろしいですか。

　　よろしければ先にいきますが、少し飛んで８ページということで、問の17、お子さんや御家族の方が困ったときに相談する相手は誰ですかということで、24の答えを用意していただきましたが、特に８番の障害児支援利用計画を作成した相談支援専門員、それから答えの19の地域生活支援拠点、これは先ほど議論したわけでありますが、これも注釈として最初の区立の福祉センターであれば３障害とか、次が精神とかシャロームが知的とかというふうにはっきり書いたほうがいいですかね。

○加藤委員　書いていただくとありがたいです。

○片岡副会長　子供だとどうですかね。むしろ３障害一緒のところが意味がある。

○加藤委員　かもしれないですね。でも、児童相談センターは入っているので。

○片岡副会長　21番の児童相談センターですが、これは東京都と書いたほうがいいのではないでしょうか、あるいは括弧で児童相談所と入れるとか、たまたまあそこだけがセンターなんですよね、東京都中央児童相談所だったんですけど。

○村川会長　これは新宿区内にある都のセンター、かつての中央児童相談所であれば、東京都と書くか、（児童相談センター）と。

○春田副会長　いずれ区にするんでしょう。

○村川会長　区の児童相談所はまだ確定でないので。

○加藤委員　まだこれからなんですか。

○関原委員　まだこれからですので、この選択肢としては東京都児童相談センターがわかりやすいかと思います。

○村川会長　東京都を頭に入れると。

○片岡副会長　ほかの区だと児童センターといっただけだと児童館になっちゃう。

○立原委員　ここのところで、せっかくやっていただいている。後からで申しわけないんですけど、子ども総合センターのほうでやっていただいているのはペアレントメンターの事業をやっていただいているので、もし差し支えなければ、ちょっと行がまたふえちゃうとあれなんですけど、小さいお子さんの診断を受けたばかりの親御さん向けにメンターをやっていただいているので、もしよければ入れていただけると。

○村川会長　そうしたら、東京都児童相談センター（メンター）。

○立原委員　センターではなく、また別の。

○関原委員　14と15の間ぐらいですかね。

○村川会長　独立してですか。

○立原委員　子ども総合センターのほうでメンターの事業をやっていただいているので。

○村川会長　私もメンターのことを十分理解してないんですが、そうすると15の中には総合相談係というふうになっちゃっていますが。

○関原委員　14のあいあいも事業の一つなんですけど、ただあいあいではなくて、そこでやっている事業の障害児を育てたことのある経験のある方がメンターをやってくださっているので。

○片岡副会長　館じゃなくて事業になるんですか。

○関原委員　人になります。だから、障害者等の当事者間や家族の会ともまた似ているんだけど違って、事業の中でということなので、もしふやさないのであれば14番のあいあいと併記で中黒でペアレントメンターというふうにしてしまっても、そこで相談した相手だよにはなるかなと、そんなに細かく細分化する必要もなさそうですかね。

○立原委員　一応出展してあるよというのを知っていただけるといいのかなと。

○池邉委員　かえって23の前あたりに。

○村川会長　今の点は事務局のほうにちょっとお任せして、今、部長さんからありました14番のあいあいの次に中黒をつけてやるやり方、それから独立させるのであれば新しい16あたりに書くのかどうかということで。

○立原委員　もう一つ学校の先生とあるんですけど、発達障害の人とかって先生がちょっとあれなときは、スクールカウンセラーさんとかに、あれとか言っちゃいけないんですけど、スクールカウンセラーさんとかにも、もしあれだったら中ポツでカウンセラー、それは余り意味がないですか、ちょっと違いますよね。

○加藤委員　違いますね。保健の先生ならまだしも。

○村川会長　これは３番の学校の先生という表現は間違いではないけれども、教員か教師か。

　　それから、今出ていましたスクールカウンセラーは半独立した存在だから、これは新宿区内ではスクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカー、教育委員会の方はいらっしゃいますか、どんな配置状況ですか。

○特別教育支援係長　区のスクールカウンセラーと都のスクールカウンセラーがありまして、週２回、週３回、それぞれいます。

○村川会長　そこでは障害があるお子さんについての相談は扱われているようですか、必ずしも。

○特別教育支援係長　保護者の方が御相談する場合もありますが、直接というよりも、まず学校の担任の先生にお話ししてつながるという形かと思います。

○片岡副会長　今、外でいろいろな相談があったときに、学校に行っていらっしゃったら、まずスクールカウンセラーに相談しなさいと、そこからどこかにつなげてもらいなさいという話になることが多いかなと。

○加藤委員　精神の人もすごくスクールカウンセラーは助かっていますので、入れていただくなら10の後にでも入れていただければ。

○村川会長　学校つながりで言えば、新しい４にするか、あるいは後ろのほうの今言われた、そうですね。

○片岡副会長　医療機関のソーシャルワーカーだったら、学校のスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーみたいな。

○加藤委員　スクールカウンセラーという言葉は大分なじんだので。

○片岡副会長　ソーシャルワーカーはまだ数が少ないから、教育相談機関に１人とかというときも。

○村川会長　それでは、スクールカウンセラーをどの位置かはありますが、入れるということで、ありがとうございました。

　　よろしければ先にいきたいと思いますが、10ページのところがこのＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄということで、小学校入学前、小中学校等に在学中、高等学校等に在学中、義務教育終了後云々というような、基本的にそれを整理していただいておりますが、このあたりはいかがでしょうか。

○特別教育支援係長　教育委員会事務局からいいですか。

　　まなびの教室（通級指導学級）という表記がこの10ページに２カ所と11ページに１カ所あるんですけれども、具体的に言いますと、問の10のＢの９、それから13、それから11ページの問の22の２なんですけど、まなびの教室というのは、これはそのままで結構なんですが、特別支援教室に全て直していただけたらと思いますが、通級指導学級というのは、新宿区は今年度から全てなくなりまして、全てが特別支援教室、まなびの教室に変わりましたので、今言うことじゃなかったのかもしれないですけど。

○村川会長　そうしますと、今御指摘がありましたので、これは教育委員会の方の御指摘ですから、ないものを書くわけにいきませんので、この通級指導学級は消す形で、特別支援教室という表現でしょうかね。２カ所、これは小学校、中学校ともにそういう表現で。

○特別教育支援係長　通級が特別支援教室に変わっちゃっている形です。

○村川会長　これは小学校も中学校もそういう看板の書き方になっている。

　　ありがとうございました。そのように変更させていただきます。

　　何かございますか、よろしいですか。

○片岡副会長　ちょっとさかのぼってすみません。

　　７ページの15番なんですけど、毎日の生活の中で介助や支援が必要な方にお聞きしますなんですが、これは18歳以下に聞いているので、そして主な介助者はどのようなということなんですが、ちょっと違和感あるかなと思うんですね。

　　逆に例えば毎日の生活の中で、介助や支援が必要な方の介護者にお聞きしますと聞くか、あるいはあなたの主な介護者はどのような悩みや不安を抱えていますかと、どっちか入れたほうがはっきりするかなと。

○村川会長　最初に必要な方というと、御本人のように聞こえちゃう。ただ、２行目には主な介助者がどういう悩みということですね。

○片岡副会長　主な介護者自身に聞いている感じになっちゃうので。

○村川会長　毎日の生活の中で、介助者としての悩みや不満、どのようなあれを抱えていますかという、１行目と２行目を。

○片岡副会長　ミックスをして。

○村川会長　整理をするということで、答えの１番から17番まではよろしいんですかね。

○片岡副会長　どうですか。

○池邉委員　問16でお子さんが日常生活で困っていることということで、お子さんの思いを御回答くださいとあるんですけど、例えばそれは学校の先生とうまくいかないとか、友達がうまくいかないというところは、そうかなと思うんですけど、ほかのことって介助している人が主に感じている大変さかなと思うので、ここで特に御本人、お子さんの思いをと書かれちゃうと、割と回答しづらいところはあるかなと思うんですけど。

○立原委員　私もちょっと違和感があったのは、具体的には３番の介助者に負担をかけているとか、御本人がそう思っているというのはわかるけれども、何かこれを生活にお金がかかることとか不安とかというのは、何か違和感がちょっとあったかなと。

○片岡副会長　18歳までいけば、少しわかる人もいるかもしれないですけどね。

○村川会長　そうすると、今御指摘があったように、16番はあくまでもお子さん本人を主体として書いていただくと、そうすると将来の不安はあってもいいでしょうけれども、確かに。

○片岡副会長　これは御家族全体の問題になってくるんでしょうね。

○村川会長　一応15と16ありますから、切り分けて、16は子供本人、15のほうは保護者、介助者、問の15は保護者、または介助者のお立場から、どのような悩みや不安を抱えていますかとすっきり１行で、答えのほうは大体よろしいですかね。

　　そうすると、ちょっと違和感があるとすれば何でしょうかね、お金ですか。

○春田副会長　負担をかけているといったって、負担をかけるのは当たり前なんだから、これは要らないんじゃない。

○立原委員　これを聞いてどうするのかなと思っちゃうんですけど。

○片岡副会長　知的の人だけじゃないでしょう。18歳未満で、身体だけの方もいらっしゃるわけなので、いろいろ考えている人もいると思います。

○立原委員　だったら、かけているでなくて、負担がかかっているとか、何か自分がかけているというのは、何となくちょっと。

○加藤委員　聞くのはかわいそうという感じね。

○立原委員　かかっている。何か細かいことで申しわけないんですけど。

○福祉推進係長　この負担感というのは、例えば今度次期計画の負担軽減の話につながっていくような形になっています。

○福祉推進係主任　御参考までに、前回の調査結果を見ますと、この同じ設問がありまして、一番多かったのが48.6％で、将来に不安を感じている。続いて、災害時の避難に不安がある。34.7％、この介助者に負担をかけているというのは11.8％でした。生活にお金がかかることに不安があるというのは14.7％です。

○加藤委員　それはお子さんの答えですか、それとも親の答えですか。

○福祉推進係主任　同じ設問です。お子さんが日常生活で困っていることはありますか。丸は幾つでも。（御本人、お子さん）の思いをお書きください。質問自体はそうです。

○立原委員　なかなか難しい。

○池邉委員　お子さん自身の知的な能力にもかかわってきていてどうかな。

○春日副会長　介助者というか、親も含むわけだよな。子供は親に迷惑かけると思っているということになっちゃうものな。それも余りうれしくないけどね。

○池邉委員　それを聞いたところで、負担軽減で上の15でも聞けるかなと思うと、16で聞く意味があるのかなと思ってしまって。

○春日副会長　僕だってずっと小さいときそう思っていましたよ。親に負担をかけているなと、生まれつきの障害ってみんなそうですからね。

○池邉委員　これを聞いたところで。

○春日副会長　親がそれを言ったからって、どうにもならないじゃん。

○福祉推進係長　基本的にこれは回答する対象の方は保護者の方なので、保護者の視点で回答していただくということにはなるんですけど。

○佐藤委員　子供がこういうふうに思っていると。

○池邉委員　親が３につけれないと。

○加藤委員　言っちゃった後の御本人の思いを御回答くださる。しゅっと消しちゃえばいいんじゃないの。消しちゃうとまずいですか。

○片岡副会長　だから、だって答える能力がない方ばかりではない。それこそ精神の方だって、発達の方だって、思っていることはたくさんありますよね。親に不満があると書く人もいるかもしれない。

○池邉委員　そのほうが何かいいような気がしますよね。助けてあげられることかなと思います。

○関原委員　問15のほうでは、負担の中身が身体的な負担が大きいとか、精神的な負担が大きい、経済的な負担が大きいと、具体に介助者、保護者の方の負担感をお聞きできているんですが、16のほうはまるっと介助者に負担をかけているとなっているので、そこもちょっと何を聞きたいのか、何を聞き取れるのかなという疑問から広がっているのかなというのと、13番の生活にお金がかかる不安というのを18歳未満のお子さんにこの段階でお聞きしたほうがいいのかどうなのかというところで、経年で見たほうがいい項目かどうかというのはあるんでしたっけ、私が聞いちゃいけないのか。

　　もしそこで特段さわりがないようで、ここを経年で聞かないといけないとか、何かほかに置きかえても、もしくは15のほうでお聞きできていれば、16のほうでは選択肢の３と13はなくてもいいんじゃないかとか、そういうお話もできるのかなと。

○加藤委員　親の体が心配とかというような聞き方だったら答えやすい。

○池邉委員　あるいは例えばここに８番、９番が学校の先生のところ、うまくいかないというので、親とうまくいかないというふうにすっきり聞かれたほうがまだいいかもしれないという気はします。

○加藤委員　親の健康が心配といえばわかるような気もする。

○村川会長　介助者というよりも、親や家族に負担をかけているというぐらいですかね。

○池邉委員　負担という言葉が。

○加藤委員　子供に親に負担をかけていると思っているというわけでしょう。そうじゃなくて、親の健康が心配、あなた心配してくれているというんだったら聞けるんだけど、何か痛ましいというか、質問が。

○村川会長　それでは、最終的には全体の協議会にかける場がもう一回ありますので、それまでにちょっと事務局のほうで練っていただいて、少し言葉の整理をしていただくということでよろしいでしょうか、とりあえずこの場はまだありますので、すみません。

　　次の８ページに移ってもらいまして、問の17はこれはやりましたね。

　　今度は12ですか、12ページの問の24でありますが、Ａ、Ｂ、Ｃの流れの中で、答えの８、ショートステイということを明確に位置づけてもらいました。これはよろしいですね。

　　それで、その先でありますが、15ページの28、29の関係ですが、そうするとちょっと長くなっちゃうから、28のところはどのくらいの頻度で外出していますかのところに、外出の後に通園・通学を含むと、こっちは含むとはっきり書いて、下が通園・通学以外ということのほうがはっきりするんじゃないですかね。疑問が出てこないという気がしますが、ほかに何かお気づきの点がありましたらお願いします。

○加藤委員　いいのか悪いのかという質問なんですけど、保護者の方の希望の中に施設入所という希望はここではないんですか、全部通所なんですけど。

○村川会長　14ページですね。

○加藤委員　14ページの下の段の保護者の方の希望なんですけど、施設入所というのはなくていいんですか。ないほうがいいんでしょうか。全部通所なんですよね。

○村川会長　現実にはあるでしょうね。はっきり言って、自立支援法が制定された当時の国の考え方としては、施設は縮小するんだみたいなことが強くて、しかしそれが一面現実的でない面もあるわけなので、どうですかね、立原さん、池邉さん、お考えは。

○立原委員　最近は放課後等デイサービスが充実して、皆さんあるところで聞いた話なんですけど、それで働けているので、卒業したらどうするんだというので、卒業後どうしますかと進路の希望をとったときに、入所させたいという親御さんがちょっと出現しているというような、前はそんなにすぐ入所させたいというような人は余りいなかったような感じなんですけど、何かそういう話を聞いたことがあるので、そういう希望が確かにあるのかなというふうに思って、あえて書かなかったのかなと思ったんですけど。

○村川会長　その他というのはあるけれども、新しい９番として例えばグループホームまたは施設への入所という欄を設けますかね。

○加藤委員　訓練施設とか。

○福祉推進係長　実際問題としてあるんですね。だけど、うちの施策的には地域移行ということを出しているから。

○加藤委員　それはあるんだと思ったんですけれども。

○池邉委員　実態を反映しているかというと、しなくなっちゃうのかなと。

○福祉推進係長　その他のところに書いていただくのか、あえて目出しはしてないと。

○片岡副会長　卒業だからありますよね。

○加藤委員　あるんじゃないかと思います。体も大きくなってきちゃっているので、親の介護って大変なんですよね、そこで大きな体で。

○池邉委員　お子さんが強度行動障害の方とか、放課後等デイサービスをずっと使ってきた世代の親達にとって、18歳以降に学校を卒業して生活介護などに通所するようになると、通所から帰って来た後の時間を放課後等デイサービスのように一つで賄える障害福祉サービスがなくなってしまうので、そこをヘルパーさんで移動支援や居宅介護など自分で考えて埋めていかなくてはならないので、かえって大変になると思う親は多いと思います。そうすると逆に、在宅よりも卒業したらすぐに入所施設やグループホームに入れるのはどうかという発想になってしまうのではないか。それを埋める適当な障害福祉サービスが他にあれば、在宅でいいと思うのかもしれないですが、設問の選択肢に入所施設やグループホームがあれば、選ぶことはあると思います。そこが、ニーズを探ることと地域移行を進めるという方向性を示すことが一致しないことが痛しかゆしに感じます。

○春田副会長　だから、入所施設と書くと、何か追いやったような感じになっちゃうけれども、だから地域にあるグループホームとか等とかにしちゃうんだよね。余り入所施設は言わないほうがいいと思うんだよね。

○加藤委員　施設という言葉がね。私もそれはちょっと引っかかりながらも、実態はどうかなと思ったんです。

○春田副会長　何かちょっと嫌だなとなるね。

○池邉委員　率先して書いたみたいにはしたくないというのはありますね。

○春田副会長　施設入所を推薦するような形はとりたくない。

○立原委員　ここに出しちゃうのはどうなのかなと。

○加藤委員　そうなんです。それがあるのかなと思いながらどうなのかなと。

○村川会長　これはお子さんというか、本人及び保護者のところに新しい９番として、グループホームなどへの入居を入れるということでどうでしょうか。

○福祉推進係主任　前回は直接グループホームですとか施設入所に関する設問に関しては、その後続いております問の30番でもお伺いをしていますが、その中で前回の回答の中では、今後利用したいというところで、グループホームが20.8％と最も多く、次いで福祉ホームが17.5％、施設入所支援が14.4％という結果が出ておりました。そこの中で賄える意味では、新たに項目を増やさなくても。

○片岡副会長　わざわざ書かせる。でも、ニーズがあることはわかっているんだから、あっても悪くないと思うけどね。

○池邉委員　主に日中の生活なんですね。進路と住むところというのは、またちょっと違うというか。

○関原委員　でも、それは勝手な都合かもしれないけど。

○村川会長　だから、結局進路だけ聞いているから、生活の場を書かなくていいみたいになっちゃっていて、そうすると18歳以降も引き続き在宅というのは親がかりかみたいなことになっちゃうわけですね。だから、グループホームなどを入れるべきでしょうね、少なくとも。施設名称はちょっと。

○春田副会長　グループホームから通所している実態がたくさんあるということですね。

○加藤委員　精神よりはちょっと年齢が遅いですけど、グループホームを経ての自立というのをすごく押しているので、親から自立という形ですね。

○村川会長　今また別のテーマで、親なきというか、親の高齢化の問題があって、親は何歳までの子供を見るのかという現実もあるわけですよね。だから、北欧みたいに18歳ですぱっと親子分離ができる社会では日本はないんだけれども、ただここをあいまいにすると、最後まで親が見なくちゃならんとか、それからこの場とは違うけど、ひきこもりで言われるような80歳、50歳問題みたいに、ずっと五、六十歳まで抱え込んじゃうとかということになってきちゃったりとか、グループホームを入れるということで決着しましょう。27の２つとも、新しい９番。

　　それでは、先を急ぎますが、サービス利用の具体的な16ページから20ページのところは、何か追加、変更あったんでしたっけ、特に今回は。

○福祉推進係主任　在宅レスパイトを入れた以外変更はございません。

○村川会長　失礼しました。

　　では、18ページは在宅レスパイトが18ページの真ん中辺、（６）日常生活のサービス、その中の③在宅重症心身障害児等在宅レスパイトサービスと、これは復活をしているということです。あとは制度名称ごとに細かく触れられております。

　　先ほどもありましたが、20ページには11番、住まいの場、住まいに関するサービスで施設入所支援、療養介護、共同生活援助（グループホーム）、さらに福祉ホームとなっていますね。

　　僕もちょっと古い人間なので、東京都の独自制度の知的障害者の通勤寮、生活寮とかってありましたが、今は福祉ホーム。

○立原委員　生活寮がグループホームになって、通勤寮はまた別にある。

○村川会長　基本的に４区分だけなんですね。

　　そこがよろしければ先に進みまして、23ページの35、36、35の利用者負担ですが、ただここのところで問の35に先立って７番、収入・利用者負担についてと書いてある。収入は聞いてないんですよね。だけしか聞いてないから、収入という表現をどうするかということはあるんですが、それで前に移すとしたらどこになりますかね。

○福祉推進係主任　私が場所を在宅とそろえるというふうに申し上げたんですけれども、こちらは収入と関連が特に設問を設けていなかったので、位置としてはこのままでも。

○関原委員　ここはかえって７番の収入・利用者負担については、タイトルそのものを取ってもいいのかなと思ったんですけど、その前がずっとサービスの話を設問していて、その流れで利用料の負担はいかがですかというのをいけるかなとは思ったんですが、いかがでしょうか。

○加藤委員　利用者負担って、収入によってすごく違うんじゃないですか。違いますよね。でも、それは全然わからなくていいわけですか、すごく高く払っていて、利用者が。

○福祉推進係長　そんなに段階別に累進課税的になっているような形ではないです。

○加藤委員　精神の方で、夫の収入があって、すごく払わなきゃいけなくてとぼやいている人がいたりしたものですから、そうかなと。

○村川会長　ですから、この利用者負担、細かく言うと、主に福祉サービスとか、前に表になっていたような何十種類かの30種類ぐらいのサービスの負担なのか、それから医療費の負担とか、ほかの負担もあるので、そこはちょっとはっきりここは書いてないから、全体的に利用者、実際にはこれは子供だから保護者の負担ですよね。

○春田副会長　子供が払うわけじゃないからね。

○加藤委員　サービスの利用者負担ですよね。

○池邉委員　親御さんだって、ここはあなたはになっていて、その前はお子さん（あなた）にはになっていたりとか、主語というか、そこら辺がちょっと、あとあなたのお子さん、そこがちょっとお子さん（あなた）とあなたはというのがわかりにくくなって、誰となっちゃう。ここをちょっと整理していただけたらなと思います。

○村川会長　基本的には18歳未満については、保護者の方に書いていただくわけだから、あなたというのは保護者なので、あるいはそこをちょっと避けるとすれば、サービス利用に伴う利用者負担とかというふうな表現にするか。

○片岡副会長　支払い義務は保護者にある。

○村川会長　そうですね。

○春田副会長　だから、そうすると31番だって、お子さん（あなた）って要らないんだよ。

○加藤委員　お子さんはでいいですね。にも要らない。

○春田副会長　あなたは要らないんだよ。

○村川会長　お子さんの、ありがとうございます。

　　そのように整理をさせていただいて、36番は災害対策ということで、これはお子さんと御家族ということで、あとは24ページの37番もこれもお子さんと御家族ということで。

○加藤委員　障害者用の避難所って新宿区は何カ所ぐらいあるんですか。

○村川会長　避難所のお尋ねですけれども。

○加藤委員　障害者用の避難所、何カ所ぐらいありますか、福祉避難所。

○福祉推進係長　福祉避難所というと八十幾つ指定されていますね。

○加藤委員　結構あるんですね。

○福祉推進係長　でも、障害者だけじゃない、高齢者も。

○池邉委員　状況によって、立ち上げるかどうか判断すると。

○春田副会長　福祉避難所はね。

○池邉委員　すぐ立ち上がるか。

○村川会長　これははっきり言って新宿区だけじゃなくて、全国的にも小・中学校の体育館とか、そういうところで一般市民、区民の方と一緒のところはどうかということもあって、福祉避難所を設けようという流れができてきたんですね。

　　ただ、人数的に高齢者の人数、寝たきり、認知症の人も多いということで、それはあるんですが、障害のある方の福祉避難所については、地元の入所施設なり、それに準じたところの整備状況によるでしょうね、現実にはね。例えば、グループホームのように小さいところに大勢の方が来るというのはなかなか難しいので、ゼロでもないかもしれないけど、それぞれの生活の成り立ちがあるので、この避難所、避難先については、これはむしろ今回の調査はここの程度でやりとりをした上で、今後の計画の中で、区の危機管理の中でも障害のある方についての対応を考えていただくということになるんじゃないでしょうかね。

○加藤委員　避難所の位置を知っているの後に、福祉避難所のというのを入れておいてはだめなんですか。

○村川会長　今区として福祉避難所という看板を掲げているのはあるわけですか、ありますか。

○福祉推進係長　あります。

○村川会長　あるそうです。

○福祉推進係長　ただ、一義的には福祉避難所じゃなくて、一時避難所になるんです。

○加藤委員　福祉避難所じゃないんですね。

○春田副会長　最初はね。

○福祉推進係長　すぐに福祉避難所に行ってくれということではなくて。

○春田副会長　最初は一時避難所で。

○加藤委員　一時避難所から福祉避難所へ移動する。

○春田副会長　学校とかで一時避難所にして。

○加藤委員　それで幼稚園が福祉避難所になっているよみたいな形。

○春田副会長　そういうことで、そこから行くんですよ。

○加藤委員　避難所を知っていればオーケーということですね。

○春田副会長　一時避難所以外は、ここはトイレがだめだとか、いろいろ起こるから、それから福祉避難所に移動するんですよ。

○加藤委員　一回集まった上で移動するんですね。

○春田副会長　大体避難所に行けるかどうかというのがあるんだから、地震が起こって立ち往生しちゃうというのが多いでしょう。私なんかだって、11階のマンションのところにいて、エレベーターは震度４以上は全部がとまっちゃうんですよ。とまったら最後ですから、一時避難所どころじゃない。自宅にいなきゃならない。自宅にいられる状態なのかとか、わからないです。

○加藤委員　ということになりますね、自宅待機ということで。

○佐藤委員　自宅にいてくださいという時代ですよね。

○加藤委員　それもありますね、自宅待機と。

○池邉委員　でも、そこで孤立しちゃったら大変なことですからね。

○加藤委員　民生委員が知っているとか、そういうことになりますね。

○佐藤委員　そうですね。まずそこにいきますね。

○春田副会長　佐藤さんのところからみんな来てくれるかどうかですね。

○佐藤委員　お水がとまっちゃうと一番困りますね。

○春田副会長　ライフラインがとまっちゃうとアウトだね。

○佐藤委員　ガスとかは何とでもなる。お水ですね。

○加藤委員　登録者名簿が一番大事ですね。

○佐藤委員　みんなが避難所行ったらパンクしちゃうんですよ。どうしようもない。この前もどうしようもなかったです。

○村川会長　ありがとうございます。

　　調査としては、こういう流れでさせていただいて、計画内容、対応すべき事柄の議論でぜひそこは深めていただければと思います。

　　あとは少し飛んで27ページに成年後見の関係が書かれております。子供さんの場合だから、本来成年後見というよりも、子供の後見ということが親御さんが重病だとか不在だとかというそもそもの後見制度の話は本来あるんですが、それはここでは省略はされておりまして、成年後見制度への理解を促進するということで、27ページの解説の後、41、42があるということです。

　　あとは29ページの文言の整理、福祉用具等ですね。

　　最後、御意見、御要望の欄もありますが、こんな感じでどうでしょうか。池邉さん、立原さん、何かございましたら。

○立原委員　子供のところの最後の問44の22に入れていただいた親が高齢になったり亡くなったときにという項目を在宅とかにも、ほかのところにももし入れば入れていただけるといいかなと思ったんですけど、どうでしょうか。在宅での子供だけじゃない、20代、30代でも同じ、不安は不安だと思うので、これはもし差し支えなければ入れていただきたい、せっかくなのでというか。

○池邉委員　在宅の28ページの問43の中にこの22を入れてもいいのかなと。

○立原委員　地域で安心して暮らしていくためにはというところを。

○片岡副会長　こっちのほうが。

○立原委員　必要かなと。

○村川会長　先ほどありました在宅の方の28ページの中の問43に、新しい22として子供のほうに書かれているのをそのままそっくり設けるという方向でお願いしたいと思います。

　　ありがとうございました。

　　それでは、３つ目までは終わりまして、時間がまもなく５時ですので、あと駆け足でサービス事業者、説明を。

○福祉推進係主任　では、御説明を申し上げます。

　　３点ございます。

　　まず、２ページなんですけれども、こちらは基準日を設定いたしました。黒ポチの下から２つ目、回答にあたっては、令和元年11月１日時点の情報を御記入くださいと、こちらは第１回の協議会の場で御指摘いただいた内容でございます。

　　それから、同じく第１回協議会の場の御発言でございますけれども、９ページの問の15の公認心理師の「師」の字に誤植があったんですけれども、直しましたので、よろしくお願いいたします。

　　３点目は12ページの問の22でございますが、障害者施策に期待することの選択肢９番に法施行３年目の改正があったんですけれども、３年を既に経過しておりますので、こちらは総合支援法の見直しというふうに書かせていただければと思いまして直しております。

　　以上の３点でございます。

○村川会長　ありがとうございました。

　　何かお気づきの点がありましたら。

　　調査時点をはっきりさせるなど、手続的なこともつけ加わりましたが、特段ないようでございましたら、本日の４つの調査票についてはおおむね議論は終了いたしました。

　　文言整理上、事務局のほうでさらなる整理をしていただいて、10月ごろに予定されております全体の協議会で最終案ということで、引き続き審議をしていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

　　それでは、本日予定されました議事は終わっておりますが、その他事項、報告または連絡事項がありましたら事務局からお願いします。

○障害者福祉課長　では、今後の協議会の開催予定でございます。

　　第２回の障害者施策推進協議会、全体会でございますけれども、10月30日、水曜日でございます。時間が午後の３時から５時までを候補日時としてございますけれども、皆さん御予定はいかがでございましょうか。

○片岡副会長　午後３時ですか、ちょっと調整が必要になっています。午前のつもりだったので。

○障害者福祉課長　また別途こちらは会長とも御相談させていただきながら、日程のほうをまたこちらから決まり次第皆様のほうに御連絡をさせていただければと思います。

　　その際は調査票の最終案のほか、調査の開始日、返信期限、調査対象者等につきまして詳しい御報告をさせていただく予定でございます。

　　以上でございます。

○村川会長　ありがとうございました。

　　それでは、部会としてはきょうで一区切りということで、10月30日の協議会、よろしくお願いしたいと思います。

　　それでは、長時間にわたりましたが、本日はこれにて終了とさせていただきます。

　　ありがとうございました。

午後　４時５６分閉会